

1 議事日程(第1号)

(令和4年第8回久山町議会12月定例会)

令和4年12月5日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

・ 議員派遣結果

・ 一部事務組合議会に関する事項

粕屋南部消防組合議会

日程第4 議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (4久山町条例第19号) (町長提出)

日程第5 議案第56号 久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (4久山町条例第20号) (町長提出)

日程第6 議案第57号 久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について (4久山町条例第21号) (町長提出)

日程第7 議案第58号 町道路線の変更について (町長提出)

日程第8 議案第59号 町道路線の廃止について (町長提出)

日程第9 議案第60号 令和4年度久山町一般会計補正予算(第6号) (町長提出)

日程第10 議案第61号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(町長提出)

日程第11 議案第62号 令和4年度久山町水道事業会計補正予算(第1号) (町長提出)

日程第12 議案第63号 令和4年度久山町公共下水道事業会計補正予算(第2号)
(町長提出)

日程第13 請願第1号 国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する請願

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 阿部文俊

2番 久芳正司

3番 阿部哲

4番 本田光

5番 末松裕

6番 阿部恒久

7番 山野久生

8番 荒巻時雄

9番 佐伯勝宣

10番 只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

6番 阿部 恒久

7番 山野 久生

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長 西村 勝

副町長 佐伯 久雄

教育長 安部 正俊

経営デザイン課長 中原 三千代

会計管理者 佐々木 信一

上下水道課長 久芳 義則

福祉課長 稲永 みき

都市整備課長 大嶋 昌広

税務課長 川上 克彦

総務課長 久芳 浩二

町民生活課長 井上 英貴

産業振興課長 横山 正利

教育課長 江上 智恵

健康課長 亀井 玲子

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 小森 政彦

議会事務局書記 城戸 貞人

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から、令和4年第8回久山町議会12月定例会を開会いたします。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

まず初めに、12月定例会開会に当たり、町長よりご挨拶<sup>あいさつ</sup>をお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

皆さまおはようございます。本日ここに、久山町議会12月定例会を招集しましたところ、議員全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

2022年寅年も早いもので残り1カ月となってまいりました。寅は「動く」という意味があり、今年1年を振り返りますと町の動きも活発になり、新しい施策も数多く動き始めています。

また、2020年から続くコロナ禍での社会の様子は、新たな価値観、ウィズコロナへの動きが本格化した1年でもありました。来年の卯年は、飛び跳ねる姿から「飛躍・向上」の年と言われています。住民の皆さまの暮らしがこれまで以上に、豊かな年になることを期待しております。

さて、世界に目を向けると、世の中を一変させた新型コロナウイルス感染症や、国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略、そして、一刻の猶予も許さない気候変動問題など、世界中で問題が多発しています。国内においても経済回復への足取りは弱く、石油をはじめ輸入資源の高騰による生活の困窮、コロナ禍でますます進む人口減少、少子高齢化、頻発する大規模災害など、大きな課題が複合的に押し寄せています。政府としてもこの難局を乗り越えるだけではなく、課題解決を成長エンジンに変え、持続可能な経済の実現を目指して、経済財政運営と改革の基本方針2022を打ち出しています。人への投資と分配、イノベーション・スタートアップへの投資、デジタルトランスフォーメーションの推進、新しい資本主義の動きを加速しています。今後も国の動向を見据え、町の成長につながる取り組みを全力で進めてまいります。

一方で、このような先の見えない時代だからこそ、自分たちの足元にある暮らしや資源を今一度見直し、変化させていくことも重要です。今年10月メディアから、九州・沖縄・山口各県の人口動態を元に市町村別人口が発表されました。注目すべきところは、コロナ禍での出生数の減少です。それにより人口は2020年の4分の3に減少し、国の推計を大きく上回るペースになることが報道されました。福岡県では、成長を続ける福岡市でさえ、

増加は中央区・博多区のみとなっています。現在、人口が増加している周辺自治体においてもこれからマイナスとなることが予測されています。しかし、そのような厳しい状況下においても、3自治体は増加となり、久山町は福津市に次いで2番目、2.2%増と予測されています。急激な人口増を凶らなかつた久山町が、30年後も人口が減少しないことは、これまでの持続可能なまちづくりの成果でもあります。これからも本町のまちづくりを発展させ、次世代にも誇れる久山町を目指して、未来に向けた取り組みを加速する所存です。

引き続き、議会の皆さまのご協力をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。

今回、定例会に提案します案件は、条例の制定、改正および補正予算（第6号）などの9議案でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（只松秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、6番阿部恒久議員および7番山野久生議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（只松秀喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果については、お手元に配布のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

粕屋南部消防組合議会の報告については、お手元に配布のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第55号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第55号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が、令和5年4月1日に施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正し、または廃止する必要が生じたため、提案するものでございます。

改正概要ですが、一般職員の定年が現行60歳から段階的に65歳まで引き上げることに伴い、関連する12の条例について所要の改正または廃止を行うものでございます。

改正または廃止される12条例のうち、久山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、久山町職員の育児休業等に関する条例、久山町職員の給与に関する条例、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例、久山町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の6条例につきましては、主に上位法の改正に伴う引用条項の修正と再任用短時間勤務職員の名称が定年前再任用短時間勤務職員に変更されることによる修正などでございます。

また、久山町職員定数条例、久山町職員の定年等に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、久山町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、久山町職員の降給の事由及びその手續効果に関する条例の5条例については、定年延長に伴う職員の計画的確保に資するための増員改正、定年年齢の変更、役職定年制など、勤務条件の変更に関する改正となっております。久山町職員の再任用に関する条例は廃止となります。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第56号 久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第56号久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 議案第56号久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、児童数の増加に伴う、学童保育所における待機児童を解消するため、定数を見直す必要があり、久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成22年久山町条例第6号）の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものです。

改正概要ですが、現在設置している学童保育所の入所者が近年増加し、山田の学童保育所では待機児童が出ている状況です。また、通所児童の増加により、現在の支援員数では、厚生労働省の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準ならびに久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に適合しない状況となっております。そこで、待機児童の解消のために条例の改正を行い、現在設置している学童保育所A・Bおよび山田小学校学童保育所の運営体制を改善し、適正に運営を行うためのものです。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第57号 久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第57号久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、久芳課長。

○上下水道課長（久芳義則君） 議案第57号久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、近年の人口増加に伴い、給水人口および給水量の増加に対応するため、水道事業経営認可変更を行うにあたり、久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

(平成16年久山町条例第14号)の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

概要につきましては、人口増加に伴う給水量確保のため、行政区域内人口から時系列傾向分析コーホート要因法によりまして、計画給水人口を設定し、水道事業経営認可変更を行い、今後の給水量を確保するため、給水人口を現在の9,600人から9,740人に、また、1日最大給水量を3,750 $\text{m}^3$ から4,400 $\text{m}^3$ へ変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては、議案説明会にてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第58号 町道路線の変更について

○議長(只松秀喜君) 日程第7、議案第58号町道路線の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長(大嶋昌広君) 議案第58号町道路線の変更についてご説明いたします。

本案は、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するにあたり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更する路線は、町道412号片見鳥2号線で、下久原深井B地区内の開発行為に伴い、町道路線の起点、終点等の変更をするものでございます。

詳細につきましては、議案説明会において説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第59号 町道路線の廃止について

○議長(只松秀喜君) 日程第8、議案第59号町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長(大嶋昌広君) 議案第59号町道路線の廃止についてご説明いたします。

本案は、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するにあたり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

廃止する路線は、町道413号片見鳥3号線と、町道414号片見鳥4号線の2路線で、下久原深井B地区の開発行為に伴い、認定道路の廃止をするものでございます。

詳細につきましては、議案説明会において説明いたしますので、ご審議の上、可決いた

でございますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第60号 令和4年度久山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第60号令和4年度久山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 議案第60号令和4年度久山町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町一般会計補正予算（第6号）で、補正を行うのは、歳入歳出予算、地方債、債務負担行為および繰越明許費です。うち、歳入歳出予算の補正は、9,881万5,000円の増額をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額62億9,515万円に、歳入歳出それぞれ9,881万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,396万5,000円とするものでございます。

歳出増額の主なものは、ふるさと応援寄附に係る返礼品代として924万円、障害者自立支援給付費1,928万円、児童福祉施設運営費915万円、出産・子育て応援事業費1,157万円、道路メンテナンス補助（橋梁維持）事業費3,400万円などです。

財源となります主な歳入は、国庫支出金3,793万5,000円、県支出金805万6,000円、ふるさと応援寄附金4,400万円、繰越金8,755万4,000円、町債1,230万円などです。

また、繰越金を増額し、当初予算で計上しておりました、財政調整基金繰入金4億円のうち、1億円を減額いたします。

歳入歳出予算の補正をはじめ、補正の詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第61号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第61号令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第61号令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)についてご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額10億1,383万3,000円に、歳入歳出それぞれ7,579万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,962万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容としましては、歳出補正が一般被保険者療養給付費の4,171万円と一般被保険者高額療養費の1,339万1,000円および償還金2,069万円の増額で、そのための財源であります歳入補正は、保険給付費等交付金の5,510万1,000円と繰越金の2,069万円で対応するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明しますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第62号 令和4年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(只松秀喜君) 日程第11、議案第62号令和4年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、久芳課長。

○上下水道課長(久芳義則君) 議案第62号令和4年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)をお願いするものでございます。

補正予算の理由といたしましては、電気料高騰による施設動力費、また、消火栓設置負担金および人件費等の増額が必要になったことにより、補正予算をお願いするものでございます。

既決の水道事業会計予算第3条に定めました、収益的支出の予定額2億4,742万4,000円に、185万円を増額し、収益的支出の予定額を2億4,927万4,000円とするものです。

また、既決の水道事業会計予算第4条に定めました、資本的収入の予定額5,535万7,000円に、69万3,000円を増額し、資本的収入の予定額を5,605万円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,004万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額697万6,000円、当年度分損益勘定留保資金9,499万8,000円および建設改良積立金2,807万4,000円で補填^{ほてん}することといたしております。

す。

また、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、水道事業会計予算第6条に定めました職員給与費、既決予定額4,045万6,000円に、35万円を増額し、4,080万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明会において説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第63号 令和4年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第63号令和4年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、久芳課長。

○上下水道課長（久芳義則君） 議案第63号令和4年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）をお願いするものでございます。

補正予算の理由といたしましては、管渠費、改良事業費および人件費等の増額が必要となったことにより、増額の補正予算をお願いするものでございます。

既決の公共下水道事業会計予算第3条に定めた、収益的支出の予定額4億370万7,000円に、259万円を増額し、収益的支出の予定額を4億629万7,000円とするものです。

また、既決の公共下水道事業会計予算第4条に定めた、資本的支出の予定額3億8,040万3,000円に、130万円を増額し、資本的支出の予定額を3億8,170万3,000円とするものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億163万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,379万9,000円、過年度分損益勘定留保資金6,810万2,000円および当年度分損益勘定留保資金1,973万7,000円で補填<sup>ほてん</sup>することといたしております。

議会の議決を経なければ流用することができない経費として、既決の公共下水道事業会計予算第8条に定めた職員給与費、既決予定額2,962万4,000円に、59万円を増額し、3,001万4,000円とするものです。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 請願第1号 国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」
提出に関する請願

○議長（只松秀喜君） 日程第13、請願第1号国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止
を求める意見書」提出に関する請願を議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配布しました請願文書表のとおり、総務文教常任
委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前9時57分